

金 帝 室 と 佛 教

野 上 俊 靜

支那に於ける佛教は其の傳來以後魏晉南北朝の翻譯研究時代を経て、隋、唐の極盛時代を現出し、唐末五代よりやゝ衰運への道程を辿つたが、趙宋に至つて禪の未曾有の盛況を示した。凡そ我國に於ける支那佛教史の研究は日本佛教に重大なる影響を與へた六朝隋唐及び宋の佛教を其の對象として進められたものが多く、宋と對立して滿蒙北支那に雄飛してゐた遼金時代の佛教に關する研究は甚しく幼稚であるやうに思はれる。勿論そはかかる時代の佛教が我國に大なる關係を有してゐない爲でもあり、又佛教々理史上左程に重要な時代でもなく、且今まで北方民族の建てた國家は極めて文明の程度の低いものであると思はれて居つたが爲でもあらうが、社會史的に攷察して、金時代に於て佛教は社會と如何なる關聯を有してゐたか、換言すれば金代社會は如何様に佛教を受容してゐたか、而して固有の風俗習慣文化を所有してゐた女眞民族の建設した金の國家に於ては又佛教も特殊な相姿を以て顯現してゐるものではないかと云ふ事を究明する事は強ち徒勞ではあるまい。吾人は金帝室と佛教との關聯の如何を致究して以て女眞民族の佛教受容の態度の一面を攷察せんとするものである。

先づ第一に問題になるのは佛教の金國への傳入であるが、此に關しては何等史料の徵すべきものなく積極的に實證し得ないのであるが、思ふに女眞民族が純然たる部落生活を營み、未だ不統一にして何等活動をしてゐない頃は、佛教との關係はなくて、太祖完顏阿骨打が部内を統一して高麗、契丹等と交渉をもち、關係を生ずるに至つて、初めて佛教と接觸する事となつたのではないか。凡そ佛教が或る國家或る民族の間に傳入する時、二つの様式が致へられる。一は佛教徒が經典若しくは佛像等を持つて他國又は他民族の間に行つて其處に佛教の傳來が行はれるのであり、今一つは民族それ自身が地理的移動を企てゝ佛教を奉する他の民族と接觸融合する事によつて或は佛教の行はれてゐる地域を占有する事に依つて其處に佛教の傳入が行はれるのである。遼、金の場合は後者に屬すべきものではなからうか。即ち金の太祖が女眞部族を統一して漸次領土を擴大して來た頃には、其の領土内には佛教寺院及佛教徒等が存在してゐたであらう事は、容易に推定し得ることである。女眞民族、ひいては金への佛教傳入は、ある人が持つて行つて傳へたが爲に行はれたのではなくて、佛教の存在してゐた土地を武力に依つて奪取して自己の支配下に置いたが爲に行はれたであらう。従つて女眞民族の間に佛教の傳つた時期は明白に指摘するを得ないことであつて、金國につた時には既に其の統治下には佛教が存在してゐたのである。

然らば金の佛教に關する最初の記載は何か。佛祖歷代通載^{卷二}に見ゆる次の如き文がそれである。

乙酉 金國移瑞像佛牙入內殿供養。

乙酉の年は西暦の一〇五年にして北宋徽宗の崇寧四年遼の天祚帝の乾統五年に相當する。金の太祖の即位の年次に就ては異説があるが、最も古く見る金史に據つても、太祖が自ら帝位に即いて金と國號を定めたのは西暦一一一五年遼の天祚帝の天慶六年のことである。^(註4)然る時は右の通載の記載は太祖の即位前十年の事實を傳へてゐるものであるが其時は勿論、金と云ふ國號もなければ、又太祖阿骨打が女眞部族の長たる都勃極烈となつてゐたのでもない。^(註5)かかる時に右様の事が女眞部族の間に行はれたか否かは甚だ以て疑問とせざるを得ないのであるが、しかし史料の徵すべきものがなく、金史、大金國志等にもこれに相當する記載は見當らない。だが又一面女眞民族は既に其頃佛教國たる高麗と交通してゐた事があるのであるから斯くの如き事もあつたのではなからうかとも想像し得るが單なる臆測にして後攷を俟つことゝしよう。

なほ其の次の年の事として同じく通載には

金詔釋氏有瀆神踰分者除削之。是年正月。慧出西方。其長亘天。

とあるが是も甚しく疑問を感するものである。何となれば其後、太祖一代の間には如何なる史料を見ても佛教に關した記載は見當らないのである。然れども、太祖即位以前より既に佛教的分子が女

眞民族の間、乃至女眞民族の支配下にあつた地域内に存在してゐたであらうことは窺知するに難くない。

太宗時代になると佛教に關する記載も僅少ながら散見する。金史卷三 太宗本紀天會元年十月の條に
己亥。上京慶元寺僧獻佛骨却之。

と見ゆる。慶元寺が如何なる寺であるか又佛骨を獻じた僧が如何なる人であるか更に史料の徵すべきものがない。佛祖歷代通載卷二 發卵の年の條(西曆一二三)には次の如く見えてゐる。

癸卯 金改天會元年。太宗吳乞買立。乃太祖弟。粘罕、斡離不等立之。滅遼遂有南併之志。升皇帝岩。曰會寧府。爲中京。帝於禁庭親觀瑞光。光中現佛。卽勅模像殿庭供養。帝親掃酒。每食跪獻。累年無怠。每歲設會。齋僧萬餘。

他に放證すべき材料はないが右の記載が事實を傳へるに近いものであるならば、太宗と佛教の關係が窺はれるのみならず、太宗の佛教に對する態度が好意的否信奉的なものであつた事が推知し得られるのである。今更に證據を擧ぐれば、彼太宗は佛寺の建立を行つたものであつて、天會二年には僧、善祥に勅して、山西應州に相當する地に淨土寺を建立せしめた。(註3) 同じく天會年中に太宗の皇后は燕京の地に佛覺大師等の爲に一寺を營繕したのであつた。この寺は其後熙宗の皇統の初年に大延聖寺の名を賜ひ、更に大定七年には大聖安寺の名を世宗より賜與せられた名刹である。(註4) 兎も角、太

宗時代の金帝室が相當に寺院を建立したであらう事は窺知するに難くない。其後佛教的記載としては、同じく金史^{卷二}に

天會八年五月癸卯。禁私度僧尼。

と見ゆる。是は眞に注意すべき記載にして、何故に度僧の私行を禁じたかに就いては一言もしてないが以て當時の佛教々團の盛んなりしことを察し得るものであらう。即ち太宗時代は金の建國の成つてから未だ間もない時であるにも拘らず、金の統治下には相當多數なる寺院僧徒の存在してゐたことであらう。従つて其處には度僧に就て種々なる弊害も生じて來て以て其の私行を禁せざるを得なくなつたのではあるまいか。度僧私行の禁止はそれ自身却つて佛教の隆盛なことを證してゐるものではなからうか。

然らば何故に建國時代である太祖太宗時代に相當なる佛教寺院僧徒が存在してゐたのであらうか。換言すれば國家となつて間もない時に既に多數の寺院僧徒が存在してゐたと何故に致へ得るか。

凡そ金國が養成し創造したものであるならば、太祖太宗の時代即ち金の初期に多數の寺院僧徒の存在は致へ得られないものであるが、前朝遼の治下にあつて營まれてゐたものを武力に依つて自己の支配下に置いたのであるから、遼朝の佛教を金は受けついで自己の掌中に入れたものであると云はねばならぬのであつて、隨つて金代初期に於ける金の支配下にある領地に佛教が盛んに行はれてゐた

と主張することは妥當な論であらねばならぬ。

太宗の次に帝位に即いた熙宗は支那文化を熱愛し、且孔子を尊崇するとともに儒教に相當なる關心を有してゐた如く思はれる。即ち天眷三年西暦一四〇十一月には孔子四十九代の孫璠を衍聖公に封じたことあり、又皇統元年二月には帝親ら孔子廟を祭して、北面再拜して侍臣に次の如く語つてゐる。
(註6)

朕幼年游佚。不知志學。歲月逾邁。深以爲悔。孔子雖無位。其道可尊。使萬世景仰。大凡爲善。不可不勉。

これより熙宗は頗讀尙書論語及五代遼史諸書。或以夜繼焉とある。以て彼熙宗が支那文化に限りなき憧憬の念を有し、且孔孟の教を喜んでゐた事が察し得られる次第である。佛教に對しても熙宗は好意的態度を持してゐた如くであつて、皇統四年西暦一四四には栴檀瑞像を上京大儲慶寺積慶閣に迎へて供養した事實がある。(註8) 佛祖通載卷三には

乙丑五年金海慧遷化。帝偕后親奉舍利。五處立塔。特謚佛覺佑國大禪師。

と見えてゐる。同様の記載は釋氏稽古略卷四にも見得るのであつて、海慧の傳は明高僧傳卷六に見ゆる。又熙宗は同じく皇統年中に悟銖に對しても文悟大師の號を賜與した。(註9) 熙宗の高僧に對する態度の如何なるものであつたかを窺知し得ると思ふ。而して金史卷八濟安傳に次の如き記載がある。

濟安。皇統二年。二月戊子。生於天開殿。上年二十四。初有皇子。三月冊爲皇太子。十二

月濟安病劇。上與皇后。幸佛寺。焚香流涕哀禱。曲赦五百里內罪囚。是夜薨。謚英悼太子。葬興陵之側。上送至烏只黑水而還。命工塑其像。于儲慶寺。上與皇后幸寺。安置之。

濟安は熙宗の長子母は悼平皇后であつた。愛子濟安が生後一年ならずして病みた時、熙宗は佛寺に幸し流涕哀禱し以てその快癒を祈り、更に薨じてはその像を佛寺に安置したと云ふ右の記載は金帝室の間に如何に深く佛教が入り込んでゐたかを證するに足るものではなからうか。熙宗と佛教との關係の淺からざることが思はれるのである。之に關して佛祖歷代通載卷三に

壬戌(皇統二年) 金國英悼太子生日。詔海惠大師。於上京宮側。剗造大儲慶寺。普度僧尼百萬。大赦天下。

と見ゆる。英悼太子濟安の死後、儲慶寺にその像を安置した記録はないが以てより一層熙宗が佛教に對して親密なる態度であつた事を知り得るのである。

熙宗を弑して帝位に即いた海陵王の治世に於ては、その初め天德二年西暦一一二〇〇 僧道を度する事を廢した事實がある。(註10) 如何なる理由のもとに度僧の廢止を行つたかは（實際に行はれたか否かも疑問であるが）史料に見えないが、凡そ度僧と關聯して社會的弊害が多々生ずるに至つた爲でもあらう。兎も角海陵王の政策を考察するに、彼は常に佛教に對して壓迫的態度を以て臨んでゐた如く思はれる。例へば金史卷には

正隆元年十一月。癸巳。禁二月八日迎佛。

とあり、更に亦宋史新編卷一及び金史卷五によれば、翌正隆二年十二月には會寧府に命じて舊宮殿、諸大族の第宅のみならず、熙宗が英悼太子の爲に建立した儲慶寺をも毀して其の址を耕作したとする。これ海陵王の熙宗に對する敵對的行動とも思はれるが要するに彼が佛教に對する態度の一端をも充分物語つてゐる事は否み難いところであらう。金史卷五に「正隆元年。二月庚辰。御宣華門觀迎佛。賜諸寺僧絹五百疋。綵五十段。銀五百兩。」とあるは海陵王としては例外の事實であらねばならぬ。

同じく金史卷五貞元三年の條に

三月壬子。以左丞相張浩。平章政事張暉。每見僧法寶。必坐其下。失大臣體。各杖二十。僧法寶妄自尊大。杖二百。

とある。海陵王の僧侶ひいては佛教に對する觀念が窺はれる。人間生活の上に於てのみならず、種々なる意味に於て、海陵王は無道なる行動を敢てしたのではなからうか。

以上金代に於ける海陵王以前の諸帝と佛教の關係を觀察し來つた。之を要約すれば遼の領地をそのままに繼承した金國に於てはその初めから領内には佛教が可なり根強く勢力を張つてゐた。而して太祖太宗はさ程でもなかつたが熙宗は保護と尊崇とを佛教に與へたものであると思はれる。海陵

王の無道さは佛教の上にも加へられたであらう。

海陵王の次に衆望を荷うて帝位に即いた金一代の名君主、小堯舜と呼ばれた世宗の大定の世は正に金の極盛時代にして、世宗が民族意識に立ち返つて女眞中心主義を絶叫し、且支那文化よりは王道仁義の道を採用して爲政者としての最善を盡したことは人のよく知るところである。聰明なりし世宗の對佛教觀及びそれより生ずる對策は如何なるものであつたか。

金史卷六世宗本紀一には次の如き記載がある。

大定八年。正月……辛未。謂祕書監移刺子敬等曰。昔唐虞之時。未有華飾。漢惟孝文務爲純儉。朕於宮室。惟恐過度。其或興修。卽損宮人歲費以充之。今亦不復營建矣。如宴飲之事。近惟太子生日及歲元。嘗飲酒。往者亦止。上元中秋飲之。亦未嘗至醉。至於佛法。尤所未信。梁武帝爲同泰寺奴。遼道宗以民戶賜寺僧。復加三公之官。其惑深矣。

之を以て見れば世宗は佛教に對する理解の持ち合せはなくして、梁武帝、遼道宗の崇佛を痛烈に罵倒してゐる事から察して、世宗の爲政者としての對佛教策は自ら明白な事であらう。右の記載は其の一例に過ぎないものであつて、金史世宗本紀には同様の記載を散見するのである。^(註11)世宗の施政の根本には女眞中心主義の鼓吹と佛教の王道仁義の道とがあつた。大定二十三年九月には命じて易書

論語孟子等を女眞字に譯して頌行せしめた。^(註12) そは女眞人をして仁義道德孔孟の教を知らしめる爲の

外、何者でもなかつた。朕所以令譯五經者。正欲女眞人知仁義道德所在耳。である。漢文化の長所を採つて比較的未開なる女眞人に植附けて以て女眞民族の隆盛を計らんとした世宗の方針は何人も認識し得る事實である。政治的には直接何者も齎さない且亦冗費を多分に入用とする如く思はれる宗教即ち佛教道教に對しては世宗は何等の好感も好意も有たないばかりでなく、憎惡の念さへ懷いてゐたことは想像するに難くない。彼が折にふれて侍臣に對して漏した言葉には、よく其間の消息を雄辯に物語つてゐるものがある。故に世宗は金一代の名主ではあつたが、しかし倫理道德の世界にのみ生きて居た人であつて、宗教の説く高遠なる境界は決して理解出來なかつたと云ふても過言ではあるまい。然れども事實に於ては世宗は決して佛教を壓迫したものではない。名山舊刹に足を運び寺院を建立し、名僧知識を優遇した事實は彼の治政時代たる大定年間中頻繁に吾人の眼に映ずるものである。例を示せば大定二年には勅して燕京に大慶壽寺を建立し、玄冥禪師顓公を之に主たらしめて開山第一世となし、錢二萬緡、沃田二十頃を賜したことあり、^(註13) 同年に亦山西の孟縣に當る地に慈氏院、清涼院の二寺を勅して建立したこともある。^(註14) 金史卷六に依れば大定六年五月には華嚴寺に幸して遼の諸帝の銅像を視た。佛祖歷代通載卷三 及び釋氏稽古略卷四 よると、大定八年西暦一六八 に相當する條に

金國十月一日。詔頽禪師。於東京剙清安禪寺。度僧五百。作般瑟于吒會。と見ゆる。又同じく大定十年の條には

金國世宗真儀皇后出家爲尼。建垂慶寺。度尼百人。賜田二百頃。

とある。然れども此の記載はそのまま承認することは出來ない。先づ世宗の皇后としては、金史によると、真儀皇后と云ふ人はなく、金一代を通じてもかかる名の皇后はない。然るに此處に注意すべき事は、世宗の生母即ち睿宗の貞懿皇后が睿宗の死後、祝髮して比丘尼となり遼陽に清安禪寺を建て、別に尼院を作成して住してゐたと云ふ事實である。則ち金史卷六四に見ゆる次の如き記載である。

貞懿皇后。李氏。世宗母。遼陽人。天會十三年睿宗薨。后性明敏。剛正有次。容貌端整。言不妄發。舊俗婦女寡居。宗族接續之。后乃祝髮。爲比丘尼。號通慧圓明大師。賜紫衣。歸遼陽。營建清安禪寺。別爲尼院居之。正隆六年五月后卒。大定二年。改葬睿宗於景陵。初后自建浮圖于遼陽。是爲垂慶寺。臨終謂世宗曰。鄉土之念。人情所同。吾已用浮屠法。置塔于此。不必合葬也。我死毋忘此言。世宗深念遺命。乃即東京(遼陽)清安寺建神御殿。詔有司。增大舊塔。起奉慈殿於塔前。勅禮部尚書王兢爲塔銘。以欽其意。大定十三年。東京垂慶寺。起神御殿。寺地褊狹。詔買傍近民地。大定二十四年。世宗至東京。幸清安垂慶寺。

通載等に世宗の皇后であると見ゆる真儀皇后は、實は睿宗の皇后即ち世宗の母である貞懿皇后であると比定すれば、彼女が遼陽に垂慶寺を建立したと云ふ事は右の金史の記載に合致する所であるから否み難き事實であるが、通載稽古略等に云ふ大定十年に尼となつて寺院を建てたとの説は全く疑はざるを得ない事である。貞懿皇后の祝髮は何年に行はれたものか分明なる記載はないが、夫睿宗が死んだのが天會十三年の事であるから、其後の事實であり、且亦其後間近くの事であつたと思はれる。而して后の卒したのが正隆六年西暦一一千六一の事であるからして其の十年後に當る大定十年に寺院を建立され得るものではない。之を要するに通載等に見ゆる「大定十年。世宗真儀皇后。出家爲尼。建垂慶寺。度尼百人。賜田二百頃」なる記事は相當なる誤りのあるものにして、真儀皇后とは世宗の皇后ではなく、世宗の母であり、且大定十年に出家して尼となり、垂慶寺を立てたのではなく、出家建寺の事實は正隆六年より以前天會十三年以後のことであらうと思はれる。ともあれ世宗が母を佛寺に葬したことだけは認め得るのである。

其後に於ける世宗と佛教の關係の記事を羅列しよう。

大定二十四年仰山に棲隱寺(註¹⁵)を建て玄冥を開山第一となして田を賜ひ僧一萬人を度せしめ、同じく二十四年には燕京に昊天寺を建て田百頃を賜與し、每歲僧尼十人を度せしめた。(佛祖歷代通載卷三〇)
釋氏稽古略卷四

大定二十六年三月香山寺成。幸其寺。賜名大永安寺。給田二千畝。粟七十株。錢二萬貫。(金史卷八)
(世宗紀)

同年八月甲午秋獵。九月庚子次薊州。辛丑。幸仙洞寺。壬寅。幸香林淨名二寺。十月甲辰朔。幸盤山上方寺。因徧歷中盤、天香、感化諸寺。(同右)

右は一端を示したにすぎないが、世宗が實際に行うた佛教に對する態度は窺知し得られよう。通載、稽古略等の記載は相當に懷疑的氣持を以て批判せねばならぬとも思はれるが、要するに佛教の必要を認めず、王道仁義の道のみが人間生活國家經營に必要なものと考へてゐたであらうと思はれる世宗、遼の道宗等の崇佛を極力非難し、人民の佛教への歸依を慨嘆してゐた世宗が、しかも其の半面に於て斯くの如く佛教に對して好意的優遇を行つた事は興味ある事實であるとともに又尤も注意すべき事の一つではなからうか。思ふに彼世宗は佛教の興隆に伴うて起るところの弊害を極力少からしめんと努力したものであつて、就中一般庶民が自己の世俗的現世的安寧利益を得る爲に無用の費用をかけて、徒なる祈禱的佛事を行ふことを深く戒めたものであつた。決して佛教及び佛教教團に對して積極的に壓迫したり、或は宗教そのものゝ否定より佛教の存在を呪はしく感じたりしたものではなく、爲政者として人民を統御し、國家社會の發展、女眞國家の隆勢を齋す爲には宗教に如何に對すべきかと云ふ根本思想から、一面宗教に伴うて起る弊害を戒むるとともに、宗教の人間性より分離せしめられないものである事を深く認識して他面宗教の健全なる相に於ける存在を希うたものではなからうか。世宗の心に浮ぶ最も重大な且唯一のこととは如何にしてよき國家、しかも

女眞民族本來の國家を建設すべきかと云ふ事であつて、彼三十年間の施政は唯この一事を目的としたものであつた。故に彼は政治と宗教とを混同しなかつたのであらう。それが意識的のものであるか無意識的なものであるか、何れにしても、政教分離が世宗の主義の一つであつたのはなからうか。その結果的なものが佛教に對する彼世宗の相反した二様の態度として吾人の認め得るところであらう。

世宗の次に立つた章宗の時代は如何であつたであらうか。章宗は明昌、承安、泰和の約十八ヶ年に亘つて、大いに世宗の極盛時代の餘力を費して漢文明に惑溺した人である。彼の佛教に對した態度を觀察しよう。

章宗は可なり頻繁に諸寺に幸遊した。例を擧ぐれば次の如し。

即位の年(大定二九年)六月。幸慶壽寺。(註¹⁶)
(金史卷九)
(章宗紀)

明昌元年(西暦一九〇)六月。：壬辰。奉皇太后。幸壽慶寺。(金史卷九)
(章宗紀)

明昌四年三月。甲申。幸香山永安寺及玉泉山。(金史卷一〇)
(章宗紀)

同じく二月の條には

庚午。御宣華門觀佛。

とある。又泰和五年(西暦一三〇五)には諸寺に米を給した事が金史卷一に見えてゐるが章宗が深く佛教に歸依してゐた事は次の如き記載に依つて窺知し得ると思ふ。

五燈嚴燈卷一行秀傳に

金章宗皇帝。明昌四年。即南宋孝宗紹熙四年也。詔師於禁庭陞座。帝親迎禮。聞未聞法。開悟感慨。奉錦綺大僧伽衣。內宮貴戚羅拜拱跪。各施珍愛。建普度會。

と見え、更に承安二年には詔して萬松行秀を西山の仰山に任せしめたと云ふ。萬松行秀は金代佛教界の第一人者にして曹洞禪青源下第二十三世に數へられ學德一世に秀でた禪師であるがかかる高僧を禁庭に召して說法せしめ聞未聞法開悟感慨した章宗が佛教に對して尊崇の念を所有してゐたであらうことは容易に窺知し得ることであらう。天子親ら法を聞いたことは金代にあつては章宗一人のみである。

而して章宗時代に於ける佛教、佛教徒の勢力は相當隆盛なるものであつた如く寺院の堂宇の莊嚴さは到底道教の觀、孔子廟等の遠く及ぶところではなかつた如く思はれる。金史卷一 章宗本紀二に依れば明昌五年に章宗は侍臣に問うた。孔廟は一體如何なる有様か。平章政事の完願守貞答へて云つた。諸縣に建立する儀がありますと。上因曰。僧徒修飾宇像甚嚴。道流次之。惟儒者於孔子廟最爲滅裂。守貞曰。儒者不能長居學校。非若僧道久處寺觀。上曰。僧道以佛老營利。故務在莊嚴閑侈。

起人施利。自多。所以爲觀美也。右の問答によりて、當時寺院が道教の觀や儒教の廟等より遙に壯嚴なるものであつた事延いては佛教の隆盛の程を推察するとともに、隨起する弊害も可なり多かつたこと想像するに難くない。されば章宗時代には佛教徒に對する種々なる制限規約の定められたことが見ゆる。

先づ明昌元年正月には

戊辰。制禁自披剃爲僧道。

とあり、同じく六月には「勅僧道三年一試」とあつて(註18)、佛教、道教の教師に試験を行つたあるが、實際に行はれたものであるか否か又如何なる方法に依つて行つたか史料の徵すべきものがない。更に金史卷九明昌二年の條には次の如き記事が見ゆる。

二月壬辰。上始視朝。勅親王及三品官之家。毋許僧尼道士出入。

又承安元年(西暦一二九二)には勅して、長老、太師、大德の弟子を度するに其の人数を制限して、長老、太師は弟子三人を度する事を許し、大德は二人を許し、四十歳以上のものには一人を度することを許可して、無暗に度僧を行はしめなかつたことがあるが、斯くの如き事が實際如何程に嚴守されたものであるかは甚だ以て疑問とせざるを得ない。

右の如き種々なる事實は決して章宗に排佛的思想のあつたことを物語るものでもなければ、亦當

時の佛教の衰運に傾いてゐたことを示すものでもない。佛教の弊害を抑止する政策として斯くの如き事を行はなければならなかつたことは却つて當時の佛教の殷盛さを雄辯に物語るものでなければならぬ。

之を要するに金朝百有二十年の間に於て最も深く佛教を理解したのは章宗である。然れどもそれが如何なる程度のものであるかは甚だ疑問にして、到底前朝遼の興宗、道宗と同日に談じ得べきものではない。

章宗の次に立つた衛紹王の時代は僅々四年間にして、強敵蒙古の壓迫に全力を擧げて對策を講ずるのみにして内には反目絶えず、衛紹王自身も天壽を全うするを得なかつたのであつて、帝室と佛教との關係にして注意すべき何者もない。次の宣宗は帝位にあること約十年であつたが彼の治政時代は滅亡への過程を辿つてゐる時にして佛教に關する重大なることはない。唯、金史卷一によれば貞祐二年に昭聖皇后の柩を新寺に奉遷したことがあり、其他二、三の記載はあるが特に注意すべき程のものではない。國家の命脈旦夕に迫つた哀宗の時代に於ては論すべき何者もない。

大金國志卷三に、金國崇重道教與釋教同。と云うて更に金朝が道教に對して種々なる職制、規約等を設けたことを述べてゐる。然れども、これは金帝室が道教を尊重し、道教に歸依してゐたこと

を意味してゐるのではない。佛教に對しても金朝は、それが實際行はれたか否かは暫く問はず、様々なる職制、規約を定めたのである。しかしそれは金帝室が帝室として公的立場より佛教を尊信し佛教に歸依したのではない。換言すれば帝室としての政治的權力を以て佛教の傳導を行ひ、佛教信仰の流行を期したのではない。それは社會に偉大なる力を有してゐた佛教を取締まる爲め政治的要求から生れ出たものであると吾人は思ふ。金の領土は大半遼の故地であつたのである。遼代社會に佛教の盛なる相が出現してゐたことは且て吾人の論じたところであつて、かかる土地をそのままに受け継いだ金の國內に佛教の盛んに行はれてゐたことは想像するに難くない。故に其の結果として、佛教々團に對する種々なる規約制度の必要さは必然的なるものとして要求されるのである。然も趙翼の論じた如く、金代の文物は遼元に比して遙かに優秀なるものであつた。換言すれば文化的に殊に政治思想の上に於て進歩してゐたものである。故に宗教を行政的に秩序附けんとしたものであつて、其の結果が佛教に對する種々なる施設として流出して來たものに外ならぬ。

然るに翻つて思ふに金帝室の間には可なり深く佛教の影響が投せられてゐた如くにして、皇后が佛に歸依して尼となつたり、或は皇帝自ら愛子の爲に佛寺に祈禱したり、又は高僧を禁庭に召して說法を聞き、開悟した事實の如き、蓋其の適例ではなからうか。遼朝諸帝のそれに比すべき程のものでなかつた事、勿論ではあるが。

兎も角、一般的に論じて金朝の佛教に對した態度には二種のものがある如く窺知せられる。一は爲政者としての金朝庭は佛教を行政的法律的に取扱うて、そが秩序を確立せんとしたものである。即ち爲政者としての金朝は佛教の發達、佛教信仰の弘通を希うたものでもなければ、又阻害したのでもない。

今一つは私的な立場にあつての金帝室の佛教に對した態度であつて、そは可なり尊崇的歸依的なものであつたと吾人は主張したい。勿論吾人は金帝室の總べての人が然あつたと云ふのではない。たゞ一般的に論じたまでである。

而してこの二つの色彩を最も完全に併有してゐたものは世宗であらう。私人としての世宗が佛教に好意的態度を有してゐたことは既に詳論したところである。爲政者としての世宗は佛教の流行を希望したものでもなく、又本質的に壓迫せんとしたものでもない。たゞ民族意識より来る女眞主義と王道仁義の教より外何者もなかつた如く窺知される。

金朝の佛教に對した態度には右の如く二つのものゝあつた事を吾人は再び云ふ。

註¹、大金國志に依れば太祖の即位は金史の說より二年の後の事となる。

註²、阿骨打の都勃極烈になつたのは西暦一一三年のことである。

註³、山西通志卷五七〔淨土寺。在應州東北。天會二年。僧善祥奉勅建。〕

註⁴、海慧のことである。傳は明高僧傳卷六に見ゆる。出身地は不明である。幼而英敏。學不由師。過目成誦。あるから彼が天才的人物であつたことは肯定出来る。而して性相の學に通達したのみならず、禪にも明かであつた。五台山にあつて修學すること十有五年、一日歎じて大丈夫たるもの衆生教化が第一義諦であると云ふて、燕都に至り、禪寺を巡遊するとともに縁に隨うて法を説いた。後に述べることではあるが熙宗が英悼太子の爲に建立した上京の大儲慶寺に請はれるまゝに開山第一世となつたのは皇統三年のことであつた。詔によつて翌皇統四年には同寺に栴檀瑞像を迎へて供養した。皇統五年に於ける彼海慧の入寂の有様を述べて傳には「火浴獲舍利。五色無算。光明徹於空表。異香彌匂。金主僭后太子親王百官。設供五日。奉分五處塔。謚曰佛覺祐國大師。」とある。海慧が熙宗以下の金帝室に如何に尊崇されてゐたかを知り得る次第である。蓋金代初期に於ける禪門の英傑であらう。

註⁵、順天府志卷一六京師志、寺觀(外城)の條「聖安寺。金刹舊址也。在聖安寺衛。金天會中。帝后出金錢。爲佛覺大師、晦堂大師營繕。皇統初。賜名大延聖寺。大定六年新堂成。崇六供廣十筵。八月朔。作大佛於寺。以落成之。七年二月。詔改寺額爲大聖安。元一統志」

註⁶、金史卷四、天眷三年の條。

註⁷、金史卷四、皇統元年の條。

註⁸、佛祖歷代通載卷三〇「金詔海慧清慧二禪師。住儲慶寺。迎瑞像於本寺。積慶閣中供養。」

註⁹、補續高僧傳卷一七明律篇第四、悟銖傳。悟銖は臨潢の何氏の出である。既に十五歳の時出家の志があつたが父母に許されず遂に斷食を決行して漸くにして許を得て悟敏によつて具足戒を受けた。諸經論に通達してゐたこと當時第一と稱せられたと云ふ。海慧について參禪したのであるから、禪に關しては勿論、律に就いても深き造詣を有し、圓覺經、楞嚴經を講すること二十餘席、皇統年中、中都右街の僧錄に任ぜられた。海陵王の貞元二年入寂したがその春秋は判然としない。律を以て名の高かりしことは勿論である。

註¹⁰、佛祖歷代通載卷三〇。

註11、金史卷七世宗本紀二、大定十四年の條「四月乙丑。上諭宰臣曰。聞愚民祈福多建佛寺。雖已條禁。尙多犯者。宜申約束。無令徒費財用。」同十九年の條「三月己卯上謂宰臣曰。人多奉釋老。意欲徼福。朕蚤年亦頗惑之。旋悟其非。且上天立君。使之治民。若盤樂怠。忽欲以僥倖祈福難矣。果能愛養下民。上當天心。福必執之。」

註12、金史卷八大定二十三年之條。

註13、釋氏稽古略卷四佛祖歷代通載卷三〇。

註14、山西通志卷五七寺觀の條。

註15、順天府志卷一七、京師志、寺觀二郊外寺の條參照。

註16、佛祖歷代通載、釋氏稽古略等によれば大定二年世宗の建立となつてゐる。順天府志卷一六には「叛于金章宗時」とある。

註17、萬松老人行秀の傳は明の淨柱の輯した五燈會元續略卷一、明の元賢の輯した繼燈錄卷一、明の明河の撰した補續高僧傳卷一八(護法篇)、同じく明の通容の五燈嚴統卷一四等に見えてゐるが何れも大同小異であつて、あるものは殆んど其の文章までも同じくするものであるが、此等の諸史料に依ればその傳は凡そ次の如くである。行秀は萬松と號し、河内の人、俗姓は蔡氏である。生年月日は諸史料にその記載を見ないが、蒙古の定宗の元年(西暦一二四六年、南宋理宗の淳祐六年)八十一歳で入寂したのであるから、それより逆算して、金の世宗の大定六年(西暦一一六六年)に生れたと思はれる。幼にして非凡、超然として出家の志あつて、屢々父母に之を求めたが初めは許されず、漸くして志を得て邢州淨土寺に於て贊允公の下で落髮した。其後は厲精猛進、寢食を忘れて、求道の過程を辿り、磁州大明寺の雪巖滿禪師の下に參して、大悟を獲得し、其の衣鉢を傳へて曹洞禪青原下二十三世の法嗣に數へられた。當時、萬松の名聲の高くて、其の感化の偉大なりしことは次の記載が證して餘りあると思はれる。依雪巖二年。盡其底蘊。付僧伽黎。勉以流通大法。自是兩河三晉之人皆欽。師名法門隱然。倚以爲重。(補續高僧傳卷一八)承安二年には世宗の勅建にかゝると傳へられる仰山捷隱寺に住すること、なつた。以て彼が金帝室から受けた尊崇は想像以上のもの、如くである。其後萬壽寺に移住し更に燕京報恩寺に轉じた。其間彼は自己の精神的莊嚴と尊い化導とに全身の力を注いで、精進と努力の日のみを過したのである。晩年は從容

庵に退居して暇を利用して、從容錄と諸益錄の二著をものした。此の二著は永く今まで學者の傳習するところとなつてゐる。八十一歳を以てこの從容庵に入寂したことは前述の如くである。

註¹⁸、金史卷九、章宗本紀一。